

大阪市学校元気アップ地域本部運営協議会の運営に関する要綱

制定：平成 21 年 7 月 10 日

改正：平成 22 年 4 月 1 日

改正：平成 26 年 4 月 1 日

改正：平成 27 年 4 月 1 日

改正：平成 30 年 4 月 1 日

改正：平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市学校元気アップ地域本部事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）2 (3) の規定に基づく大阪市学校元気アップ地域本部事業運営協議会（以下「協議会」という）の円滑かつ効率的な運営を支援するため、事業実施要綱 4 (2) の規定に基づき必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は次の各号とする。

- (1) 大阪市学校元気アップ地域本部事業（以下「事業」という。）全般の企画・運営に
関すること
- (2) 事業の進捗状況の把握および実施上の課題・成果の取りまとめに
関すること
- (3) 各学校元気アップ地域本部への指導・助言および普及・啓発に
関すること
- (4) その他、事業の目的達成のために必要なこと

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、有識者、並びに大阪市 PTA 協議会、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業、大阪市学校元気アップ地域本部事業、大阪市立小学校長会、及び大阪市立中学校長会の関係者、並びに大阪市教育委員会事務局職員をもって構成する。

2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(役員及びその職務)

第 4 条 協議会に、次の役員を置く。

委員長 1 名 本会を代表する。

副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代行する。

2 委員長・副委員長は、委員の互選により選出する。

(幹事)

第 5 条 協議会の運営を円滑に進めるために、委員を補佐する幹事を置く。

2 幹事は、大阪市教育委員会事務局の職員の中から教育長が任命する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が隨時委員及び幹事を招集して行う。

2 会議の議長は、委員長が定める。

3 委員及び幹事に事故等あるときは、その指名する者が、委員長の承認を得て会議に出席することができる。

(会計)

第7条 協議会の運営に要する経費は、大阪市学校元気アップ地域本部運営協議会経費をもって充てる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当において行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。